《研究ノート》

ニカラグアにおける性的マイノリティの権利擁護運動 ーサンディニスタ革命から現代まで―

松久玲子

本論は、中米のニカラグアにおける 1979 年のサンディニスタ革命から現代までの LGBT 運動の経緯を、差別や暴力にさらされる状況の中で性的マイノリティの人々が、性的権利を含む人権を守るための運動をどのように展開してきたかについて先行研究をもとに明らかにした。国際社会における LGBT・性的マイノリティの権利擁護の動きに逆行するように、ニカラグアでは 1992 年に刑法 204 条でホモセクシュアルを禁ずる法律(通称ソドミー法)が成立した。第二次サンディニスタ政権が発足して、2008 年にソドミー法を廃止したが、その後も性的権利などの諸権利の拡大には積極的とは言えず、同性婚の議論も進んではいない。ニカラグアで性的マイノリティの人々が置かれた状況は、強固なカトリック教会と保守派によるホモセクシュアリティへの抑圧、社会主義政権とフェミニズム運動の関係、フェミニズム運動と教会の対立、そして現政府とそれを批判するフェミニズム組織との対立などの政治的要因がからまり、性的マイノリティの権利擁護も決して単純ではなかった。先行研究に依拠して、ニカラグアにおける性的多様性の概念を明らかにしながら、ホモフォビアと差別の状況を明らかにし、現代までの LGBT 運動の展開を跡付ける。

はじめに

1969年のストーンウォールの暴動を契機として、LGBT 運動がアメリカ合衆国で広がりをみせ、世界的に影響を与えた。2000年代に入り性的権利、性の多様性に関する議論が国際社会において活発となってきた(谷口 2017)。同性婚制度をもつ国は、2000年に同性婚を認めたオランダをかわきりに191カ国中27カ国ある。ラテンアメリカでは、ピンク・タイドと呼ばれる左派政権の時代に、人権や様々な権利運動と連動してLGBT 運動1)も活動を展開した。世界に先駆けて、アルゼンチン(2010年)、ウルグアイ(2013年)、コロンビア(2016年)、エクアドル(2019年)、コスタリカ(2020年)、メキシコの一部の州が法的に同性婚を認めている。また、エクアドル、コロンビア、チリ、ベネズエラ、メキシコでは、登録パートナーシップなど同性カップルの権利を保障する形式をもつ。

本論で取り上げる中米のニカラグアでは、ラテンアメリカの中で、こうした動きに逆行するように 1992 年に刑法 204 条でホモセクシュアルを禁ずる法律 (ソドミー法)²⁾が成立した。その後、第二次サンディニスタ政権が発足して、2008 年に刑法 204 条 (ソドミー法)を廃止したが、その後も性的マイノリティの権利擁護には積極的とは言えず、同性婚の議論も進んではいない。性的マイノリティの人々が置かれた状況は、ニカラグアでは様々な政治的要因とからまり、決して単純ではなかった。本論は、1979 年のサンディニスタ革命から現在にいたるまで、差別や暴力により性的多様性(diversidad sexual)が脅かされる状況の中で、主に LGBT の人々がどのように性的権利を含む人権を守るための運動を展開してきたかを、先行研究をもとに整理する。

1章では、先行研究のレビューを行い、そこで用いられている性的多様性の概念を明らかにする。2章では、ニカラグアにおける性的マイノリティに対する差別の実態を、先行研究の調査をもとに整理する。3章では、1979年からのサンディニスタ革命期、1990年から 2007年までの新自由主義政権時代、2007年から現代にいたる第二次サンディニスタ・オルテガ政権までの LGBT 運動の展開を跡付ける。

1 先行研究とその分析枠組み

1.1 ニカラグアの性的マイノリティに関する先行研究

ニカラグアの LGBT に関する研究は、主に 1990 年代以降にサンディニスタ革命におけるジェンダー・ポリティクスを主軸に行われてきた。先行研究は、大きく3 つの分野に分類することができる。ひとつは、ニカラグア独自の男性同性愛者の概念について論じた研究、二つ目は LGBT 運動の当事者により行われたニカラグアのホモフォビアに関する調査、三つ目は、ニカラグアの LGBT 運動の研究では最も多くの成果がある分野で、サンディニスタ革命が LGBT を中心として性的マイノリティにとってどのような意味をもつているのかを明らかにしようとした政治学的、文化人類学的な研究である。ニカラグアでは、法的にホモセクシュアルに罰則が科せられた時期があり、LGBT運動はフェミニズム運動と連携しながらジェンダー平等の要求の中で展開されてきたため、ニカラグアのフェミニズム運動研究の中で LGBT 運動が取り上げられてきた経緯がある。

ニカラグアにおけるホモセクシュアルに関する研究として、男性同性愛者をとりあげた Lancaster (1992) と Welsh (2014) の研究をあげることができる。Lancaster の研究

は、文化人類学的手法を用いて1980年代の首都マナグアで聞き取り調査を行い、民衆層の生活に密着してニカラグア革命時の人々の体験を拾い上げているが、その中でニカラグアにおける男性の伝統的ホモセクシュアル(cochón)の概念をマチスモあるいは家父長制的権力関係に位置づけ、欧米のゲイ概念と多くの共通性をもちながらもその相違点を明らかにしている。これに対してWelshは、1990年代以降の動向として、都市においてLGBTの社会層が可視化され、農村と都市において伝統的男性同性愛者とゲイの二つの概念が共存している状態であると述べている。

ニカラグアでは、ホモフォビアによる差別や暴力が社会に存在している。国際支援を受けた LGBT の NGO 組織によりそうした実態の調査が行われている(GEDDS 2010;CEJIL 2013)。これらの組織は、1990年代から増え始めた NGO で国際支援を受けて活動をはじめ、独自の調査を行っている。ニカラグアにおける LGBT の権利を守るための法制、行政および民間機関の対応状況、ホモフォビアによる暴力についてニカラグアの主要地域で大規模なインタビュー調査を行い、実態を明らかにしている。また、Nuñoz は、市民団体としての LGBT の組織評価を行っている(Nuñoz 2014)。

ニカラグアの LGBT 研究の主流をなすのは、ニカラグア革命以降のジェンダー・ポ リティクスを分析するなかで、LGBT 運動をとりあげた研究である。ソモサ独裁政権を 打倒したサンディニスタ革命がいかなるものであったのか、LGBT の人々が置かれた性 的マイノリティとしての立場から政権のもつ家父長制的な体質が分析されている(Randall 1981, 1994; Babb 2001; Montoya 2012)。1990年に、サンディニスタ政権が総選挙 で敗北し,新自由主義政権が発足し右傾化を強めると,1992 年にホモセクシュアルを 禁じた刑法 204 条(ソドミー法)が発効された。Babb(2004),Howe(1999,2013 a) は、新自由主義政権の下での刑法 204 条 (ソドミー法) の廃止に向けた LGBT 運動の 展開を国際社会との連帯に焦点をあてて分析している。2007年にふたたびサンディニ スタ民族解放戦線(Frente Sandinista de Liberación Nacional 以下 FSLN)が総選挙で勝利 し、第二次オルテガ政権が発足すると、刑法 204条 (ソドミー法) は撤廃された。第二 次オルテガ政権とフェミニズム運動の関係を軸としながら,フェミニズム運動と LGBT 運動の連帯に焦点をあて、第二次オルテガ政権の体質を政治的立場から分析した一連の 研究 (Habson 2012; Kampwirth 2014; Heumann 2014; Macgee & Kampwirth 2015; Babb 2019) では、フェミニズムと第二次オルテガ政権との間で人工中絶をめぐる対立 が深刻化する中で、フェミニズム組織、LGBT 組織そして政権との関係が論じられてい る。特に、フェミニズム運動と密接な関係を持ちながら活動してきたレスビアンの運動

に焦点を当て、ゲイとレスビアンの運動方針の違いに言及したのが Howe (2013 b) の研究である。1990 年以降のマナグアにおけるレスビアン活動家たちのエスノグラフィは、LGBT 運動の中で埋没しがちなレスビアン運動をゲイの活動とは異なる視点をもつ活動として描き出した。他にも、Habson (2012) が、ゲイとレスビアン運動の連帯について論じている。

1.2 先行研究の分析枠組みに関する考察

セジウィックは、セクシュアリティは多様であり、その多様なセクシュアリティを西 欧近代はホモセクシュアル/ヘテロセクシュアルという二項対立的な図式に振り分け. その思考軸が西欧文化における思考と知の主要な結節点の多くを構造化しているとい う。そして、20世紀のホモ/ヘテロセクシュアルに関するすべての重要な見解には二 つの矛盾が内在すると主張する。ひとつは、少数の明確なマイノリティに作用する問題 だと定義するマイノリティ化の見解とセクシュアリティの連続体全体の中で、様々な地 位を占める人々の生活を長期にわたって決定していく問題だと定義する普遍化の見解の 矛盾である。もうひとつは、同性の選択対象に関して、ジェンダーの境界状態や移行性 の問題とする見方とジェンダーの分離主義を反映する見方(セジウィック 2018), つま り、自分の身体的性とは異なる性自認の結果、性自認とは異なる性の相手を選択対象と するか、あるいは単に同性を選択対象とするのかという見方の矛盾である。ニカラグア の LGBT および LGBT 運動に関する研究においても、誰を研究対象としているのか、 そして LGBT 運動とは何をさすのか,という点においてそれぞれに特徴がみられる。 まず、先行研究でどのようなホモセクシュアリティに関する定義が使用されているのか を検証したうえで、2章で差別の実態と3章以下でニカラグアの LGBT 運動の形成過 程を見てみたい。

Lancaster の研究は、ニカラグア特有のセクシュアリティである cochón を研究対象とし、cochón が欧米で用いられるゲイとは異なる概念であると述べている。Welsh によれば、cochón は男性の身体をもつトランスジェンダーの女性とほぼ同じ概念である(Welsh 2014)。Lancaster は、cochón を男性優位性に根差すマチスモのジェンダーの支配構造に位置づける。男らしさの誇示は、男性による女性への支配と女性化した男性への支配に現れる。男性/女性の二項対立は、男性同士の性愛関係においても男らしさ/女らしさ、能動/受動、名誉/恥などの権力の二項対立構造に組み込まれる。男性の役割をになう側は権力を行使するマチョとして容認され、一方で女性の役割を担う側は

cochón として侮蔑の対象となる。こうしたホモセクシュアルの男性間の差別構造を見過ごして、欧米起源の性の権利を主張する普遍主義的な LGBT 運動をニカラグアでそのまま展開することには限界があると指摘している。Welsh(2014)は、cochón 概念は、1980 年代まで一般的だったが、ニカラグア革命後にアメリカ合衆国やコスタリカに行き 1990 年以降ニカラグアに戻ってきた性的マイノリティや HIV/AIDS における国際社会との連携の中で、特に都市において、LGBT 概念が主流を占めるようになったと述べ、社会階層や都市か農村か、あるいは半農村であるかという居住地域により、性的マイノリティの概念や認識が異なることを指摘している。

GEDDS(Grupo Estratégico por los Derechos Humanos de la Diversidad Sexual) $^{3)}$ と CEJIL(Centro por la Justicia y el Derecho Internacional)の調査 $^{4)}$ は,LGBT への差別と暴力の状況に関する報告書を発表している(GEDDS 2010;CEJIL 2013)。報告書では,「性的多様性(diversidad sexual)」の定義として,性的指向を基準とするゲイ,レスビアン,バイセクシュアル,その他に性自認その他を基準としたインターセックス,トラベスティ,女性として生きるトランスジェンダー,男性として生きるトランスジェンダー,トランスセクシュアル,ヘテロセクシュアル $^{5)}$ を挙げている。ヘテロセクシュアルを性的多様性の一部とすることで,普遍的な性的権利を人権の一部として保障し,差別や偏見を取り去ることを要求している。

LGBT 運動に関する研究視点はさまざまである。取り上げた先行研究では、1980年代のサンディニスタ革命から 1990年代の新自由主義政権時代、そして 2007年の第二次サンディニスタ政権への 3 回の政治的変化の中でジェンダーの視点から各政権のジェンダー・ポリティクスを分析している。Randall (1994)、Montoya (2012)、Kampwirth (2014)は伝統的な家父長制からサンディニスタ革命によって「新しい男、新しい女 (Hombre Nuevo, Mujer Nueva)」の形成をスローガンとする近代的家父長制への移行を志向したととらえてる。新しい近代的家父長制において、ヘテロセクシュアルの男女による家族構造が基本とされ、LGBTと売春はソモサ時代のブルジョア的退廃として位置づけられたと論じている。Babb (2014、2019)と Howe (2013 a, b)は、新自由主義政権のもとで発効した刑法 204条(ソドミー法)とその影響について論じている。ホモセクシュアルが3年の禁固刑の対象とされると、刑法 204条(ソドミー法)の撤廃を目的として LGBT 運動が展開された。その際に国際社会の LGBT 運動と連帯したことにより、特に都市では普遍的な人権としての性的権利の擁護運動へと移行していくことが指摘されている。Howe の研究は、特にフェミニストでありレスビアンである人々が牽引

する LGBT 運動に焦点を当てている。ニカラグアでは、レスビアン活動家がフェミニストであることが多く、フェミニズム運動と連携してレスビアンが牽引する形でのLGBT 運動が展開されている。ゲイの運動に比べて可視化されにくいレスビアンの運動の主体化の問題として、性的指向の公表の問題も取り上げている。さらに、第二次オルテガ政権は、中絶をめぐり政府とフェミニストとの対立が決定的となるが、性的マイノリティ集団を選挙の票田に取り込む政治戦略として LGBT への政策が浮上してきた。本稿で取り上げたフェミニズム運動をテーマとした先行研究では、LGBT 運動はフェミニズム運動、保守派カトリック教会、国際援助との関係のなかで政局に支配される構図が示されている。フェミニズム運動と密接な関係を保ちながら活動してきた LGBT 運動は、ニカラグアのフェミニズム運動がもつジェンダー平等の枠組みの中で分析されている。

2 ニカラグアにおける性的マイノリティが直面する差別と制度的権利擁護

2.1 性的マイノリティへの差別と暴力

ニカラグアでは、性的マイノリティに対する暴力は、他の中米諸国と比べ比較的少ないといわれている。刑法 204 条(ソドミー法)は、「同性間の性的交渉を不適切に誘発、助長、宣伝あるいは同性同士の内縁関係を破廉恥に実施するいかなる人間もソドミーの犯罪を犯しており、1年以上3年以下の禁固刑に処す。」と規定している。ホモセクシュアルに対する罰則規定が盛り込まれて以降、性的マイノリティの人々への暴力が増加したと言われている(GEDDS 2010:4)。

GEDDS の調査では、性的マイノリティへの暴力として、人権侵害や心理的、身体的、性的抑圧を含む直接的な暴力のほかに、警察による権威主義、スティグマ化、差別、家族関係、経済的機会からの排除、教育と保健への参入、キリスト教会などの個人の精神生活への参加に対する阻害があげられている。インタビューを受けた1295人の性的マイノリティのすべてが学校で差別された経験をもち、家族内では48.5%、職場では22.9%、保健機関では11.7%が差別を受けたと回答している(GEDDS 2010:21)。暴力の対象は、可視化されやすいために女性の性自認をもつトランスジェンダーが最も多く、続いてレスビアンが多い。インタビューを受けた女性の性自認をもつトランスジェンダーの245人中79.5%が性的指向を理由に暴力を受けたと回答している。一方で、調査対象となったレスビアンでは232名中49.8%、599人のゲイのうち44.6%、男性の

性自認をもつトランスジェンダーの 36.4%, バイセクシュアルの 19.4% が暴力を受けたことがあると回答している(GEDDS 2010:22)。具体的には、日常的悪ふざけ、侮辱的言葉を投げかけられることから、個人の安全の脅かし、軽傷をともなう身体的抑圧、保健所や病院などの保健機関での受診時の差別やスティグマ、予防的拘束命令、そして労働への参入における差別などである。暴力を受ける場所としては、街中 66.1%、家庭20.8%、学校 6.8%、職場 6.3% である(GEDDS 2010:23)。

カトリック教徒が大部分を占めるニカラグアでは、教会でホモセクシュアルを罪とみなすことによりスティグマを助長している。ヘテロセクシュアル以外の性的指向を「正常」な状態の逸脱とみなす、あるいは病理的現象とみなすことが、ニカラグアの文化に根付いている(CEJIL 2013:175-176)。

2.2 性的マイノリティに対する現在の制度的保護

性的マイノリティが日常的な暴力にさらされる中で,2008年に第二次オルテガ政権の下で,刑法204条(ソドミー法)が撤廃され,新たに性的権利を擁護する法制がしかれた。

まず、現時点における性的マイノリティに対する権利擁護の法的根拠を確認しておきたい。ニカラグア憲法では、法の前の平等(27条)、個人の自由(25条)、表現の自由(30条)、尊厳のある私生活(26条)が保証されている。国家は、あらゆる搾取、差別、排除から個人を保護する(4条)。そして、刑法 204条の廃止とともに、36条が追加された。36条では、性または性的指向(sexo u orientación sexual)による差別を禁じている。136条では、性的選択(opción sexual)による雇用差別に対して6か月から1年の禁固刑か90日から150日相当の罰金を科す。他に、権利と機会均等法(la Ley de Igualdad de Derechos y Oportunidades(Ley No.648)289 y la Resolución Ministerial No.249-2009)による差別の禁止がうたわれている。

また、制度的に LGBT・性的マイノリティの人権を擁護する機関として、2009 年 11 月 30 日に人権擁護裁判所(Procuradría para la Defensa de los Derechos Humanos 以下 PDDH) らは、「性的多様性オンブズマン((Procuradría de Diversidad Sexual 以下 PEDS))を設立し、レスビアンであることを宣言した人物を裁判長に任じた。また、政府はノルウェー政府の援助・協力のもとで以下の措置をとった。

• LGBT・性的マイノリティの学生を差別する中等教育、高等教育機関の規範や内 部規則の変更

- 国立機関、市町村や地方機関の人員に対する LGBT・性的マイノリティの人権に 関する教育と幅広い気づきの過程の研修
- 公的メディアにおいて LGBT・性的マイノリティの人権に関するテーマを制度的 に統合
- 公的機関が LGBT・性的マイノリティの人々に対して差別や暴力に加担した場合 の追跡
- 性的多様性を擁護する市民組織との協力
- LGBT・性的マイノリティの人々の人権の保証や保護のための法的枠組みの形成を行う当事者組織との政治的合意への援助
- 国際的な性的多様性の権利条約批准の促進
- •トランスジェンダーの人々が提案するジェンダー・アイデンティティ法への援助 政府機関による措置としては、2009 年に厚生省で「性的多様性の権利擁護に対する 決議」がされた。また、国家警察の警官養成において PEDH との協力が行われ、ニカ ラグア青年部では 2010 年に「性的多様性をめざして(Por la Diversidad Sexual)」の青 年運動を開始するなどの対策が矢次早に実施された。また、ニカラグア文化省は LGBT の芸術イベントを開催した。

2007年に始まったオルテガ政権は現在まで3期にわたり大統領選を勝ち抜いたが、 その間に性的多様性を保証する権利の具体的進展はない。これらの措置がどの程度の実 効性をもって実施されたのか検証する必要がある。

3 市民社会における LGBT 運動

本章では、1979年のサンディニスタ革命から現在までの性的マイノリティの人々による LGBT 運動の展開を先行研究から跡付ける。ニカラグアは、サンディニスタ革命以降、社会主義政権から新自由主義政権、そして新左翼政権へと変わるごとに政策の転換が著しい。特にジェンダー平等やセクシュアリティをめぐる政策においては、政権とカトリック教会に代表される保守派との距離や政局により大きな政策の転換があった。本章では、1979年から 1989年までの第一次サンディニスタ政権時代、1990年から2007年までの新自由主義政権時代、そして2008年から現代までの第二次サンディニスタ・オルテガ政権時代に分けて LGBT 運動について論じる。

3.1 サンディニスタ革命と LGBT 運動

1979年にFSLNによるマナグア制圧によりニカラグア革命が成立し、ソモサー族による40年にわたる強権政治は終わりを告げた。ソモサー族はアメリカ合衆国の支援のもとで家父長制的独裁政権を維持し続けたが、性的マイノリティの人々に対しては、一貫した制度的抑圧はなく、ある種の寛容がみられたとBabb(2019:167)は述べている。一方で、性的マイノリティは cochón として認識され、レスビアンやその他の性的マイノリティの存在はほとんど不可視化されていた。民衆レベルでは男性性を誇示するマチスモに対して、支配される側として女性と女性化した男性とみなされる cochón への差別や殺人、暴行を含む様々な形態の暴力がみられた(Lancaster 1994)。

ニカラグア革命では、ソモサ時代のマチスモ的な家父長制に対して、「新しい男、新しい女(Hombre Nuevo,Mujer Nueva)」という概念を提示し、家庭内のジェンダー役割を取り払った平等な男女の労働者と子どもから構成される近代的家族を基礎単位とした社会を形成しようと考えたが。しかし、実際には男性優位のニカラグア社会の意識変革はなかなか進まなかった。一方で、それまで伝統的な家族規範に縛られていた多くの女性や若者が革命後の識字運動や保健運動に動員された。家族を離れ、独立して生活し行動する中で、多様な性的マイノリティの人々の間でつながりが生まれた(Babb 2019: 168)。

ソモサ独裁政権時代には、ソモサの一族や政府の高官、国家警察が有名なゲイ・クラブ Charco de los Patos や Swan Lake に出入りしていたこと、ソモサを支持するゲイやレスビアンに対してはある種のクライアンティズムが存在していたことなどをソモサ政権の倫理的な退廃として糾弾し、FSLN はセクシュアリティを政治手段して利用したとHowe は述べている(Howe 2013:35)。

しかし、Kampwirth(2014:321)は、革命初期まではゲイやレスビアンの人々に対して FSLN を支持する限りは性的指向と切り離して党に受け入れていたと述べている。 FSLN 傘下のフェミニズム組織 AMNLAE(Asociación de Mujeres Nicaragüenses "Luisa Amanda Espinoza")は、FSLN の意向を受け、人工中絶の問題やセクシュアリティに関する議論を封印し、当時 FSLN のリーダー的立場にあったゲイやレスビアンの人々も性的権利の要求は控えていた。1980年代半ばにラテンアメリカでのフェミニズム運動が地域的連帯と交流の場を作り出すにつれて®)、国際派の影響を受けフェミニストと同様に性的マイノリティの人々も AMNLAE のそうした態度に疑問を持ち始め独自の要求を掲げるようになった。

1986年に60人前後の性的マイノリティの人々の会合が個人の家で開かれるようになった。これらの人々の中には、HIV/AIDS の予防やフェミニズム運動に参加する人々、アメリカ合衆国の国際派と接触をもつ人々がいた。当時は、アメリカ合衆国の武器支援を受けた反革命勢力コントラとの内戦のさなかであり、国の許可なく集会をもつことは禁じられていた。サンディニスタ国家警察(Sandinista State Security)は、無許可の集会を理由に、1987年3月に会合に参加していた主だったリーダーたち30名を尋問し、指紋をとり、ビデオ撮影して、一時的に刑務所に拘束した。同日に釈放されたが、明らかに性的マイノリティの人々への圧力だった。しかし、ゲイ、レスビアンの人々の中にはFSLN支援者が多く、国際世論においてサンディニスタ革命の正当性が疑われることを恐れ、1990年代までこの出来事を明言することを避けた。この事実は、1980年代後半にアメリカ合衆国から戻ったレスビアンでフェミニストの活動家 Rita ArauzへのRandall によるインタビューの中で、FSLNが選挙で敗北した1990年以降に初めて明らかにされた(Randall 1994)。

1980 年代には、HIV/AIDS の流行がラテンアメリカにもおよんだ。ニカラグアは、HIV/AIDS 感染者が比較的少なかったが、1988 年に当時の厚生大臣で革命時に FSLN 軍の司令官だったドラ・マリア・テジェス(Dora María Téllez)⁹⁾が新たな性教育のための保健省のプロジェクトにレスビアン、ゲイの人々を招いて、CEP-CIDA を設立した。FSLN のナンバーワンであるトマス・ボルへス(Tomas Borges)がエイズ感染者のリストをテジェスに渡すように要求したが、テジェスは拒否し、エイズ予防教育活動家を保護した。そして、レスビアンやゲイの活動家により運営された HIV/AIDS 予防センターを中心にゲイ・コミュニティが形成された(Kampwirth 2004:28; 2014:322)。

1989年7月19日の革命記念日に、それまで公然とは姿を見せていなかったゲイ、レスビアンの人々50名ほどが、ピンクの三角形を描いた黒のTシャツ姿で革命広場を行進した。ニカラグアにおいて性的マイノリティの人々が初めて公共の場でカミングアウトした。

FSLN 政府と LGBT コミュニティとの関係については、革命とセクシュアリティを論じる著者の間でニュアンスの違いがみられる。Howe(2013 a:44)は、HIV/AIDS 保健プロジェクトにおいて、FSLN 政府が、アメリカやヨーロッパの保健活動家や性的マイノリティの活動家たちとの協力を行ったことで、性的権利を公に認めたわけではないが、その存在を黙認していたと考えている。一方、Kampwirth(2014:322)は、FSLN政府には性的マイノリティの人々への抑圧が存在し、レスビアンとして知られていたテ

ジェスが HIV/AIDS プロジェクトを推し進めることで、個人的に彼らを保護したと考えている。Babb(2001:231)は、FSLN 政府は HIV/AIDS 教育に何らかの支援を行っていたが、一方で、レスビアンやゲイを組織化する動きに対しては締め付けを行なったと述べている。研究者それぞれのフェミニズム運動への立場の違いにより、FSLN 政権への批判の程度が異なるが、アメリカ合衆国による軍事的、経済的圧力と内戦の激化により、FSLN がフェミストや LGBT による「新たな革命」を受け入れる余力はなくなり、国民の結束を求める中で、次第に FSLN の家父長制的な支配体質が露呈していったと言えよう。

3.2 新自由主義政権時代(1990~2006年):刑法 204条(ソドミー法)との闘い

1990年に野党連合 UNO のビオレタ・チャモロが大統領となり、FSLN は選挙に敗北し下野した。親米で、保守派勢力の影響力が強いチャモロ政権は、構造調整を行い新自由主義経済を推し進めた。その後、新自由主義政権はアレマン大統領、ボラーニョス大統領と三代にわたり 2007年まで続くが、その間にニカラグアではカトリック勢力の影響が再び大きくなり、社会が保守化し、構造調整により貧富の格差が拡大した。

新自由主義政権が発足すると、アメリカ合衆国からニカラグアに帰還する人々がいたが、その中のマイアミボーイズと呼ばれるゲイの人々が、ゲイ・バーを開いたりゲイの文化イベントを開催するようになった。また、フェミニズム運動にも変化が起こった。それまでのフェミニズム運動は、FSLN 傘下の AMNLAE がイニシアティブをとって進めてきた。1990年に FSLN が政権の座を離れると、それまでの FSLN に不満を持っていたフェミニストから AMNLAE に対する批判が噴出し、自律的活動をするさまざまなフェミニズム組織が生まれた。前述のように、AMNLAE はセクシュアリティや中絶に関する論議を封印していたが、1991年に AMNLAE の活動方針に批判的だったフェミニストにより「52% の祭典」10)が開催された。ゲイやレスビアングループも参加し、ゲイ・パレードも行われた。

カトリック教会を筆頭とする保守派からホモセクシュアリティを犯罪として制度化するという強い圧力により、チャモロ大統領は 1992 年に刑法 204 条(ソドミー法)を発効した。刑法 204 条(ソドミー法)は、ホモセクシュアルの性的行為を禁ずるだけでなく、それを「不適切に誘発、助長、宣伝する」ことも性的犯罪として罰則の対象とし、1年以上 3年以下の禁固刑とした。この法律はほとんど実際に適用され実刑を伴うことはなかったがい。ニカラグア社会のホモフォビアを増長し、結果として性的マイノリテ

ィへの差別や暴力を正当化する規範的な影響があった(CDDS 2013:170)。

これに対し、様々な性的マイノリティの組織が結集し、性的指向に関する教育運動を開始し、刑法 204条(ソドミー法)の廃止法案を支持する 4000 人以上の署名を集めた。また、ゲイ・レスビアン国際人権委員会(International Gay and Lesbian Human Rights Commission: IGLHRC)やアムネスティと連携して反対運動を展開した。国際アムネスティは、「204条の規定は広範で不明確であり、レスビアンやゲイの権利擁護、セクシュアリティに関する保健上の情報を提供する活動や、ヘテロセクシュアルであれば罰せられない環境でホモセクシュアル関係を維持する人々に適用される」と指摘し(CEJI 2013:170)、法律の廃止を求めた。

チャモロ政権に続くアレマン政権、ボラーニョス政権も、性的マイノリティに対しては抑圧的な姿勢を貫いた。最も汚職が蔓延したアレマン大統領(1997年1月から 2002年1月)は、アメリカ合衆国のファンダメンタリスト、ニカラグアのカトリック教会と結びつき、反中絶キャンペーンを行い、ホモセクシュアルは反道徳的と宣伝した。続くボラーニョス大統領(2002年1月から 2007年1月)も、LGBT の疑いがある人々のリストを作成し、政府の役職から外した(Howe 2013:49)。

1990 年代には、さまざまな NGO が生まれた。1990 年には、HIV/AIDS 予防活動を行う Nimehuatzin、レスピアングループ Xochiquetzal が設立された。Xochiquetzal は、HIV/AIDS 検査に加え、性的権利の促進と HIV/AIDS 予防教育を行っている。1993 年には、Xochiquezal が、短期間であったが、初めてのレスピアン文化雑誌『クローゼットの外(Fuera del Closet)』を発行した。1991 年には、フェミニズム組織「出会いの場(Puntos de Encuentro)」 12 が発足した。「出会いの場」は、ニカラグアで最も読まれている雑誌のひとつである La Boletina を発行している。他にも様々な NGO 組織が形成され、特に HIV/AIDS に関係する要望やジェンダー平等、セクシュアリティ、人権などと結びつけながら、性的多様性のテーマを扱ってきている 13 。同時に、女性に対する暴力やセクシュアリティの問題を取り上げた様々な研修プログラムを実施している。

これらの組織を含む 25 以上の組織が刑法 204 条(ソドミー法)の廃止のために結束し、「偏見のない性的自由(Sexual Free from Prejudice)」を掲げた様々な行事を国際女性の日にあわせ 6 月に開催している。「偏見のない性的自由」の行事は,Xochiquezal 財団の副代表でレスビアン・フェミニストの Hazel Fonseca と Mary Bolt González により始められ,その後,毎年ゲイ・プライド行事を継続している。「出会いの場」や女性の保健センター S.I., IXCHEN は,女性のセクシュアリティとゲイの権利のワークショッ

プを開催した。1999 年に新しい雑誌『ウマナス(Humanas: For Visibility of Lesbians and thier Rights)』「4)が刊行された。Bolt González の詩集『違っているだけ(Sensillamente diferenste)』が Xochiquezal 財団により出版され、行事の一つとして Fonseca と前年に MRS に入党した Dora María Téllez のパネルが開催された。1991 年以来、「偏見のない性的自由」の行事は、知名度の高い、そして資金の潤沢な最大の LGBT 行事となっている。フェミニストグループ、性の権利や HIV/AIDS 予防 NGO、ゲイ教会として知られる La Comunidad Metropolitana Comunitaria がイベントの資金援助をしている。開催地は、首都マナグアだけでなく、マタガルパ(FSLN の活動のハブでコーヒー産地)、チナンデガ(HIV/AIDS の罹患率の高いホンジュラス国境近くの都市)、サン・ファン・デル・スール(有名なビーチ)が「偏見のない性的自由」イベントでホストを務めた。この行事では、ホモセクシュアリティに直接触れず、偏見のないセクシュアリティを掲げ、刑法 204条(ソドミー法)に抵触することを回避した(Howe 2013 b: 98)。マイノリティ・ポリティクスを強調せず、一般的な社会的寛容の促進を主張した。

2001年には、「出会いの場」がテレビ番組「第六感(Sexto Sentido)」の放送を始めた。社会派の連続ドラマ(telenovela)として USAID の基金を得て始まった。全 80 話の中で、セクシュアル・アイデンティティ、中絶、家庭内暴力、性差別、人種差別、階級差別、ホモフォビア、障がい者差別、先住民差別などを各話で扱い、登場人物にゲイとレスビアンの若者を配している。若者を対象としたドラマで、17歳の年齢層の 80%が日曜の午後に視聴しているというデータがあり、ニカラグアで 70% の視聴率を記録した。また、ゲイの DJ によるラジオ番組「仮面をはずして(Sin Máscara)」や「出会いの場」と Xochiquezal もラジオ番組を放送するなどマスメディアを利用して多様なセクシュアリティに関する情報と性的権利擁護のための活動を行っている(Howe 2013 b: 130-137)。これらの組織は、メディアを有効に活用し日常生活の中でホモセクシュアルやレスビアンを可視化することを目指している。

一般にレスビアンの活動は、ゲイの活動家の陰に隠れ可視化しにくいが、ニカラグアの場合、フェミニズム組織とレスビアンは長年にわたり共闘し、国際社会のジェンダー平等政策とNGO支援の流れの中で、相対的に潤沢な援助資金を背景にレスビアンの活動が次第に顕在化してきた。「偏見のない性的自由」の行事では、ドラッグ・クイーンの美人コンテストが毎年開催され盛り上がりを見せたが、レスビアンの組織委員からの申し入れで、美人コンテストをやめダンスを取り入れたコンテストに変更された。また、Howeは、セクシュアル・アイデンティティに関して、運動の進め方はゲイとレス

ビアンの間で違いがみられると述べている。レスビアンの場合は本人がカミングアウトしなければ、ほとんど外からは分からないため、刑法 204 条(ソドミー法)下の活動では、レスビアンはそのセクシュアル・アイデンティティを明示せず活動を行う場合が多い。一方、ゲイは、一見してわかりやすいので、性的マイノリティの権利を擁護する運動における主体性を明確化するうえでカミングアウトする戦略をとるべきだと主張する。レスビアンの中には、暴力から身を守るために性的アイデンティティを明らかにする必要はないという意見もあり、運動の在り方をめぐる相違がある(Howe 2013 b: 150)。一方で、「性的多様性(Diversidad Sexual)」の文化イベントに参加する LGBT の多くは中間層以上の都市のインテリが多く、農村地域では cochón への差別が強く、性的権利の平等に対する理解は薄い。社会階層、都市と農村、レスビアンとゲイの間でLGBT 運動の中にも運動方針について一致しているわけではない。また、性的マイノリティの権利を擁護する多くの組織が国際援助を受けた NGO で、次第にマイノリティの権利権護から国際的な潮流を受けて普遍的な人権の要求へと変化している。

3.3 第二次オルテガ政権(2007年~現在)における性的権利をめぐる政策

2007年にFLNSのオルテガ大統領が選挙に勝利し、FSLNが政権の座に復帰した。その後、大統領の任期に関する憲法改正を経て3期にわたるオルテガ政権が続いている。オルテガ政権の手法は、民衆を「市民政府」に組織化して支持基盤とする直接民主主義を提唱するが、実際はクライアンティズムだと批判されている。オルテガ大統領は、就任後の2008年には刑法204条(ソドミー法)を廃止し、矢継ぎ早にジェンダー平等政策を推進した。2008年3月12日には、前述の「権利と機会の平等法」が公布され、2010年の「権利と機会の平等法規則」では、国政選挙、地方選挙、市町村選挙、中米議会選挙における男女50%のジェンダー・クオータが導入された15)。2013年には「女性への暴力に対する総合法」(Ley Integral contra la Violencia hacia las Mujeres y de Reformas a la Ley No.641 "Código Penal":Ley No.779 以下779号法)、そして2014年には新たに「家族法」が成立した16)。

一方で、1990年以降、フェミニストとオルテガ大統領の間には決定的な亀裂が生じていた¹⁷⁾。1990年の大統領選敗北時には、それまで FSLN とその傘下の AMNLAE によるフェミニズム運動の方針に不満をもつフェミニスト集団が離反し、1998年にオルテガの義理の娘によるオルテガのセクハラ行為への告発をフェミニストたちが支援したことで、両者の対立は深まった。2006年10月の大統領選挙では、オルテガがカトリッ

ク教会と和解するために、サンディニスタ革命期にフェミニストが勝ち取った母体に危 険が及ぶ場合の中絶を含めて、すべての人工中絶を罰則化したことで、両者の対立は決 定的になった。

LGBT に関する政策については、2.2 で述べたように刑法 204 条(ソドミー法)を廃止し、36 条、136 条を加えた。すべての FSLN 青年部の事務所に性的マイノリティグループの場が設けられた。2009 年には人権裁判所の中に性的多様性オンブズマンを設置した。

Kampwirth(2014)は、FSLN の性的マイノリティに対する政策は、フェミニズムとの対立関係を抜きには考えられないと断じている。LGBT 運動をフェミニズム運動から離反させるための措置であり、本質的には性的多様性の進展を求める LGBT 運動を文化政策にすり替え、性的多様性の政策を進展させるに至っていないと述べている。

2006年の国政選挙では、唯一 MRS が政党として、LGBT の権利を擁護した。当時のLGBT 人権擁護グループは、204条の下で表立った活動はできず、フェミニズム組織の「女性自立運動(Movimeinto Autónoma de Mujeres: MAM)」とともに性的権利の要求を掲げた運動を展開し MRS を支援した。その後、LGBT 運動の人権擁護グループは、「性的多様性の人権擁護イニシァティブ(Iniciativa desde la Diversidad Sexual para los Derechos Humanos: DSDH)」を設立し、直接ロビー活動を行なった。また、大統領夫人であり副大統領であるロサリオ・ムリージョとその娘が代表を務める国際研究センター(Centro de Estudios Internacionales)から資金援助を受けて、FSLN に接近した。2010年から2011年にかけて、14のフェミニストグループが連帯して実施したフェミニスト運動(Movimiento Feminista)のキャンペーンは、「フアンはカルロスを愛している」「ルシアはマリアを愛している」「誰も傷つけない、だけどあなたの拒絶は人を傷つける」という寛容性を要求したイメージキャンペーンだった。しかし、カトリック教会はいち早く反応し、同性婚を要求するものだとして非難した。オンブズマンとして政府に協力していた性的多様性の権利擁護グループは同性婚について沈黙し、同性婚要求は封じられた(Kampwirth 2014: 327-329)。

2012 年 4 月には、ミス・ゲイ・ニカラグアの大規模な美人コンテストが FSLN の後援で開催された。また、文化省を含む、30 の組織の後援で、LGBT 映画祭(Semana de Cine Diversex Nicaragua 2012)が 7 都市行われた。

2011年に家族法改正の検討が始まり、2014年に家族法(Ley no.870 Código de Familia)の改正が行われた。家族法は、前文、家族、親子関係、親権、家族の援助と後

見, 高齢者の扶養, 養子手続きに関する条項から構成されている。家族法で示された家族モデルは, 男女の婚姻に基礎を置く核家族であり, 現実のニカラグアで多くの部分を 占める単親家族や性的マイノリティに目配りがされていない。

2008年の刑法 204条 (ソドミー法) 廃止以来, さまざまな性的多様性を保証する法律や制度ができたが, 一方で性的マイノリティの人々が権利を行使できるるような同性婚や養子縁組, 性転換を認めるなどの実質的な措置はほとんど進展がない。

おわりに

ニカラグアでは、マチスモや家父長制と結びついた性的マイノリティ cochón への差別が伝統的に存在した。特に、ニカラグアの宗教人口の大部分を占めるカトリック教は、ホモセクシュアルを「罪」として、性的マイノリティをスティグマ化した。ソモサ時代と第一次サンディニスタ時代を通じて、性的マイノリティの存在は、公的には不可視化されていた。ニカラグア革命を FSLN とともに闘い、支援した人々の中には性的マイノリティがいたが、あえてクローゼットから出なかった。

ニカラグアにおいて、性的マイノリティが LGBT 運動の担い手として主体化する過程には、ゲイ・パレードやフェミニズム運動とレスビアン・ゲイ運動の共闘があったが、カミングアウトすることによる主体化の要因として、ラテンアメリカ地域の LGBT 運動やグローバルな LGBT 運動との連帯を挙げることができる。また、HIV/AIDS の予防活動は LGBT・性的マイノリティの人々を活動を通じて結びつける役割を果たした。

ニカラグアの特異性は、1990年代に入りグローバル社会と逆行する刑法 204条(ソドミー法)がカトリックと保守派の圧力のもとで成立し、ホモセクシュアルが犯罪とされた中で活動を継続せざるをえなかったことである。そうした制約の中で、性的マイノリティへの差別をなくすことが LGBT 運動の立脚点だった。同時にこの時代は、新自由主義政権のもとで NGO の活動が活発化した時期だった。グローバル社会のジェンダー平等への国際支援の潮流のなかで、支援を受けることができたフェミニスト NGOは、潤沢な資金をもとに人権教育の枠組みの中でジェンダー平等や人権としての性的多様性を運動の枠組みとして積極的に利用した。また、外国からの支援を受けた NGO がLGBT に対する差別や暴力に関する調査を実施した。しかし、これらの活動や調査も首都マナグアや主要都市を中心として行われる傾向があり、農村地域や貧困地域での差別や暴力は依然として残っている。今後、こうした経済的・社会的格差による意識の違い

やその格差を埋めるための活動を見ていく必要があるだろう。

ニカラグア社会において大きな権力をもつカトリック教会と保守派の存在、社会主義と直接民主主義の手法を建前とする政府、そして国際支援を背に政府に対抗するフェミニズム組織を含む市民組織、これらの力関係が政治の場で LGBT 運動に大きな影響を与えている。人工中絶やホモセクシュアリティを罪とみなす保守派と社会主義に基礎を置いた福祉政策の推進を建前にもつ FSLN 政府との間の政治取引、オルテガ政権のクライアンティズムを批判する自律的フェミニズム組織や市民組織と政府の対立、こうした力関係によりセクシュアリティが政局を左右する対立軸・政争の道具として政治の場に持ち込まれている。

2018年はじめに社会保障制度改革を発端に権威主義的なオルテガ政権に対して市民の不満が高まり、次第に大規模な抗議行動へと発展した。これに対して政府は力による弾圧を行い、メディアの放送も情報統制した。抗議行動は全国に広がり、それに対する政府の暴力による鎮圧が行われた。さらに、2020年にコロナウィルスによる危機に政府はなすすべもなく、有効な対策を行わず経済を優先している。人口700万人の小国は、政治的にも自然災害においてもさまざまな危機に直面してきた。こうした危機的状況の中でラテンアメリカの最貧国の一つであるニカラグアでは、さらに経済的格差が拡大し貧困により人権そのものが危険にさらされている。ニカラグアにおける人権擁護のバロメーターとしても、性的マイノリティの人々の権利は無視されてしまうのか、あるいは守られるのか、そして LGBT 運動は今後どのように展開されるのかを注視する必要がある。

注

1)性的マイノリティは、LGBT (Q) (レスビアン・ゲイ・バイセクシュアル・トランスジェンダー、クイアの総称) と呼称されることが多い。国際社会では、性的指向・性自認を示す SOGI (Sexual Orientation and Gender Identity) が使用されている。ニカラグアにおいては、伝統的にホモセクシュアルに対して cochón/cochóna が使用されてきた。ニカラグアで、ゲイ・レスビアンという用語が一般に使用されるようになったのは、1980年代以降であり、さらにそれ以降、性的マイノリティの間で展開される権利擁護運動においては、ゲイ・プライド (Gay Pride)、「性的権利 (Sexual Rights)」、「性の多様性 (Sexual Diversity)」、「偏見のない性的自由 (Sexual Free from Prejudice)」などの言葉が使用されてきた。本稿において性的マイノリティとは、ゲイ (男性に性愛感情を抱く男性)、レスビアン (女性に性愛感情を抱く女性)、バイセクシュアル (男女どちらにも性愛感情を抱く両性愛者)などの性的指向をもつ人々だけでなく、トランスジェンダー、イン

ターセックスなど、生まれたときに割り当てられた性別に違和感をもつ人々やアセクシュアルの人々を含む。時代と社会状況とともに、性的マイノリティの権利擁護運動の主体は変化しているが、ニカラグアにおいては、性的マイノリティの権利擁護運動で可視化されている、あるいは先行研究の対象となってきたのはほとんどがゲイ、レスビアンの人々だった。本稿では性的マイノリティの権利運動として一般的に使用されている「LGBT 運動」を使用する。

- 2) ゲイ,レスビアの同性同士の内縁関係のみでなく、同性愛を仕向ける、促す、宣伝することを罰則対象としている。
- 3) GEDDS はニカラグアの NGO で、その調査では 15 歳以上の性的多様性をもつ人々を対象としてニカラグアの 5 つの地域(región)にある都市に居住する性的多様性をもつ人々 1295 人を対象として調査を実施した。サンプルの分布:ゲイ 46.3%、トランス女性 18.9%、レスビアン 17.9%、トランス男性 0.8%、バイセクシュアル(男性・女性別は不明)16%。
- 4) CEJIL は国際 NGO で、2005 年から 2010 年の期間、フィールド・ワーク インタビュー、文献調査 インターネット上の情報を中心にグアテマラ、コスタリカ、ニカラグアで調査を行った。ニカラグアの調査地域は 156 municipios にのぼり、全部で 15 県あるうちの 11 県で実施した。GEDDS の調査も活用している。
- 5) 原語は、Homosexual-gay, lesbiana, bisexual, intersexo, travesti, transgénera feminina, transgénero masculino, transsexual, heterosexual
- 6) http://www.pddh.gob.ni/
- 7) 第一次サンディニスタ時代の家族政策, 男女平等政策に関しては, 松久 (1992) を参照。
- 8) 1975 年にメキシコで開催され国連女性会議以降、ラテンアメリカ・カリブ地域で女性の地位向上のための様々な女性会議やフェミニストによる会議が開催されている。ラテンアメリカ・カリブ海域フェミニスト会議(Encuetro Feminista Latinoamericano y del Caribe は、1981 年コロンビアのボゴタで第一回が開催され、それ以降 1980 年代には1983 年ペルー、1985 年ブラジル、1987 年メキシコで開催され、現在まで続いている。第3回会議で、最初のラテンアメリカとカリブ海域のレスビアン・フェミニスト会議(encuentro)の開催が提案された。
- 9) ニカラグア革命ではゲリラ闘争に参加し、国会を占拠し政治犯の解放を達成した時の司令官の一人であり、革命後は女性兵士が排除されていく中で革命の英雄としてサンディニスタ軍に残り、要職に就いた。1995年に FSLN とたもとをわかち、Sergio Ramírez とともにサンディニスタ革新運動(Movimiento Renovador Sandinista 以下 MRS)を設立した。
- 10) 当時のニカラグア人口に女性の占める割合 52% にちなんで、命名された。この大会は AMNLAE の年次総会の当日に開催されたが、多くのフェミニストが「52% の祭典」に 参加した。

- 11) 204条が適用されたのは、マサヤ県に居住する Aura Rosa Pavón だけ (CJI 2013:170) だった。
- 12) https://www.puntosdeencuentro.org/
- 13) 主要な NGO 組織としては、PUNTOS, la Fundación Xochisquetzal, la Asociación de Hombres contra la Violencia (AHCV), Sí Mujer, el Centro para la Educación y Prevención del SIDA (CEPRESI), la Red de Desarrollo Sostenible (RDS), el Centro de Educación y Comunicación Popular (CANTERA), el Centro de Estudios Internacionales (CEI), el Centro de Información y Servicios de Asesoría en Salud (CISAS), el Colectivo 8 de marzo, el Grupo Venancia de Matagalpa などがある。
- 14) ニカラグアでレスビアンの人権問題を扱う唯一の雑誌で、Grupo por la Visibilidad Lesbica が紙媒体で 1000 部発行した。刑法 204条(ソドミー法)下での発行だったため、匿名の記事となっている。1998 年にアムステルダムの NGO の資金援助をえて発行されたが、2001 年に支援がなくなり発行中止となった。
- 15) 松久(2017)参照。
- 16) ニカラグア革命以前には、家族関係の法律は民法で規定されていた。また、1987 年憲法 第4章「家族の権利」71 条では、「家族は、婚姻であれ事実婚であれ、国家の保護のもとにあり、男女の自由な合意に基づき、この結婚は相互の同意あるいはどちらかの意志 によって解消される。家族関係は男性と女性間の尊敬、連帯、権利と義務の完全な平等 に基づく」と規定され、ヘテロセクシュアルな関係を前提としていた。
- 17) 松久(2015)参照。

参考文献

- イブ・コゾフスキー・セジウィック, 外山尚美訳, (2018)『クローゼットの認識論』青土 社. Sedgwick. Eve Kosofsky (1990) Epistemology of the Closet, Univesty of California Press.
- 松久玲子 (1992) 「ニカラグアの家族 サンディニスタ革命と新し家族象」三田千代子, 奥村恭子編著 (1992) 『ラテンアメリカ 家族と社会』新評論, pp.55-75, 所収.
- ----(2000)「ニカラグアの女性解放運動」国本伊代編(2000)『ラテンアメリカ 新しい 社会と女性』新評論, pp.269-282, 所収.
- -----(2015)「ニカラグアの女性解放運動-新自由主義のはざまで生きる女性たち」国本 伊代編『ラテンアメリカ 21 世紀の社会と女性』新評論, pp.269-284, 所収.
- (2017)「第二次オルテガ政権のジェンダー平等政策とフェミニズム運動-ニカラグアのジェンダー・クオータと実質的代表をめぐってー」『ラテンアメリカ研究年報』, No.37, pp.23-51.
- 谷口洋幸(2017)「国際人権法における性の多様性:性的指向・性自認(SOGI)と人権を中心に」二宮周平編『性のありかたの多様性:一人ひとりのセクシュアリティが大切にされる社会を目指して』(日本評論社), p.241-260, 所収.

- Babb, Florence E. (2001) After Revolution: Mapping Gender and Cultural Politics in Neoliberal Nicaragua. University of Texas, Austin.
- ——— (2004) "Out in Public: gay and lesbian activism in Nicaragua", (Report on Nicaragua and El Salvador) NACLA Report on the Americas, May-June, 2004, Vol.37(6), pp.27-30.
- —— (2019) "Nicaraguan legacies: advances and setbacks in feminist and LGBTQ activism" in Francis, Hilary ed. A Nicaraguan Exceptionalism?: Debating the Legacy of the Sandinista Revolution, Institute of Latin American Studies, School of Advanced Study, University of London. London. pp.165-178.
- Barry Cannon & Mo Hume (2012) "Central America, civil society and the 'pink tide': democratization or de-democratization?", *Democratization*, 19:6, pp.1039-1064, DOI: 10.1080/13510347.2011.619775
- Blofield, Merike, Christina Ewig, Jennifer M., Piscopo (2017) "The Reactive Left: Gender Equality and the Latin American Pink Tide", *Social Politics: International Studies in Gender, State & Society*, 2017, Vol.24(4), pp.345-369.
- Corrales, Javier (2017) "Understanding the Uneven Spread of LGBT Right in Latin America and the Caribbean, 1999-2013", Journal of Research in Gender Studies 7(1), 2017 pp.52-82.
- Díez, Jordi (2018) La política del matrimonio gay en América Latina, Argentina, Chile y México, Fondo de Cultura e Economía, México.
- GEDDS (Grupo Estratégico por los Derechos Humanos de la Diversidad Sexual) (2010) *Una mirada a la diversidad sexual en Nicaragua*, GEDDS, Managua, Nicaragua.
- Heumann, Silke (2014) "Gender, Sexuality, and Politics: Rethinking the Relationship Between Feminism and Sandinismo in Nicaragua", *Social Politics*, 2014, Vol.21(2), pp.290-31.
- Howe, Alyssa Cymene Mathilde (2003) Strategizing Sexualities, Re-Imagining Gender and Televisionary Tactics: The Cultural Politics of Social Struggle in Neoliberal Nicaragua, DISSERTATION Submitted in Partial Fulfillment of the Requirements for the Degree of Doctor of Philosophy Anthropology, The University of New Mexico Albuquerque, New Mexico.
- (2013 a) "Epistemic Engineering and the Lucha for Sexual Rights in Postrevolutionary Nicaragua, The Journal of Latin America and Caribbean Anthropology, Vol.18, No.2, pp.165-186
- ——— (2013 b) *Intimate Activism*: Struggle for Sexual Rights in Postrevolutionary Nicaragua, Duke University Press, Duham and London.
- Kampwirth, Karen, (2014) "Organizing the Hombre Nuevo Gay: LGBT Politics and the Second Sandinista Revolution", *Bulletin of Latin American Research*, Vol.33, No.3, pp.319-333.
- Lancaster, Roger (1992) Life is Hard, Berkley CA. University of California Press.
- McGee, Marcus J. & Kampwirth (2015) "The Co-optation of LGBT Movements in Mexico and Nicaragua: Modernizing Clientelism?", *Latin American Politics and Society*, 57: 4, pp.51-73.
- Montoya, Rosario (2012) Gendered Scenarios of Revolution: Making New Men and New Women

- in Nicaragua 1975-2000, Tucson, the Univesity of Arizona Press.
- Nuñoz, Oscar (2014) Capacidades institucionales y técnica de las organizaciones de la sociedad civil que son de la comunidad LGBT línea de base, Managua, Nicaragua, 2013, USAID PrevenSida.
- Randall, Margaret (1981) Sandino's Daughters: Testimonies of Nicaraguan Women in Struggle. Vancouver, BC: New Star Books.
- ——— (1994) Sandino's Daughters Revisited: Feminism in Nicaragua. New Brunswick NJ: Rutgers University Press.
- Welsh, Patric (2014) "Homophobia and Patriarchy in Nicaragua: A Few Ideas to Start a Debate", IDS Bulletin, Vol.45, Issue 1.

Web 資料

- CEJIL (Centro por la Justicia y el Derecho Internacional) (2013) Diagnóstico sobre los crímenes de odio motivados por la orientación sexual e identidad de género: Costa Rica, Honduras y Nicaragua, https://cejil.org/es/diagnostico-crimenes-odio-motivados-orientacion-sexual-e-identidad-genero-costa-rica-honduras-y (2020. 7. 8 accessed)
- Habson, Emily K. (2012) "Si Nicaragua Venció, Lesbian and Gay Solidarity with the Revolution, Journal of Transnational American Studies, 4(2). https://scholarship.org/uc/item/9hx356m4. (2020. 7. 8 accessed)
- Howe, Alyssa Cymene (1999) "Nicaraguan Gay and Lesbian Rights and the Sex of Post-Sandinismo". https://digitalrepository.unm.edu/laii research/3) (2020. 8. 8 accessed)